## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(森林法等)					
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目	(法人税:義)(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)					
	② 上記以外の	(所得税:外)(国税)					
	税目	(個人住民税:外)(自動連動)(地方税)					
3	内容	《制度の概要》					
		法人が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)等の規定による収用等に					
		伴い代替資産を取得した場合、その取得価額に差益割合を乗じて計					
		算した圧縮限度額の範囲内でその代替資産の帳簿価額を減額し、又					
		は圧縮限度額以下の金額を積み立てる方法により経理したときは、そ					
		の減額し又は経理した金額に相当する金額を事業年度の所得の金額					
		の計算上、損金算入する。					
		《関係条項》					
		租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)64 条					
4	担当部局	林野庁 林政部 木材産業課/林野庁 森林整備部 整備課					
5	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和7年5月~8月					
	象期間	分析対象期間:5年間(令和2年度~令和6年度)					
6	創設年度及び改正経緯	昭和 26 年度創設 昭和 34 年度改正 再評価方式を廃止し、譲渡益の 1/2 課税か、繰 延課税か選択できる制度へと変更					
		昭和 36 年度改正 収用対象を追加					
		適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。					
7	適用期間	恒久措置					
8	必要性   ① 政策目的及   等   びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備					
		《政策目的の根拠》  ● 森林・林業基本法(昭和 39 年7月9日法律第 161 号) (森林の有する多面的機能の発揮) 第2条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環					
		境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。					
		<ul><li>● 森林·林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)</li><li>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき 施策</li></ul>					

				多面的 る森林 <i>の</i>	り機能を将: )状態」へと	来にわたって	めの森林の	発揮できるよ	う、「指向す全等の施		
		2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》  II. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》  ①. 森林の有する多面的機能の発揮 ③. 林産物の供給及び利用の確保							
		3	租税特別措置等により 達成しようと する目標		する多面的 必要な、林道 ついて、収月	機能の発揮 道や木材集積 目によって進		オ産業の持線 林施業に必	要な設備の		
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 林道や木材集積場の森林施業に必要な設備の用地取得について、 収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進められ、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ 健全な発展に寄与する。							
9	有効性 等	1	適用数	適用数(実績	[)				単位:件		
	ग				令和	令和	令和	令和	令和		
				>++ FE 266	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
				適用数 ※林野庁調·	<u>0</u> べ	0	0	0	0		
	「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平法律第8号)」に定められた適用実態調査の結果に関する報いて、本措置分のみの実績を特定することは困難である。そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係(林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て)」等により等を把握した。 【算定根拠】 上記の調査による。						報告書にお 係各種調査				
		2	適用額	適用額(実績							
					令和	令和	令和	自 令和	単位:百万円		
					т和 2年度	ョ和 3年度	□ ¬和 4年度	□ ¬和   5年度	6年度		
				適用額	_	_	_	_	_		

			※ 林野庁調	ベ					
			「租税特」	別措置の通	5月状況の3	透明化等に関	員する法律 Ⅰ	に定められ	
			た適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難である。						
			そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査						
			(林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て)」等により適用数 等を把握した。						
			【算定根拠】						
			上記の調査	による。					
	3	減収額	減収額(実績	<b>(</b> )			į	単位:百万円	
				令和	令和	令和	令和	令和	
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
			減収額	_			_	_	
			※ 林野庁調べ 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められ						
			た適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実						
			積を特定することは困難である。						
			そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査 (林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て)」等により適用数						
			(外野庁登録   等を把握した		郭退付保外:	<b>但担</b> 当部長:	死()]寺に	より週用剱	
			「算定根拠】	_ 0					
			上記の調査	による。					
		効果		(0①) <b>の</b> 法	ctultio Bai	주민 국兴 사土 민기 <del>1</del> 보	異体に い	達成しようと	
	(4)	刈未	《欧東日的   する目標(80	_		性忧特別指	旦守により!	達成しようと	
						産所有者の	意思によら	ない収用が	
			生じた際、本			2取得が円滑	骨に実施され	ι、林道等の	
			設備の整備			:-			
			《租税特別:  別措置等の			うとする目標	(8③)に対す	する租税特	
					- "	准めることが	「できるよう」	こなり、林道	
			等の設備の					5- 7 TIVE	
				<u> </u>		合の原因・有 ままままの			
			近年本措施  生じた際、本			産所有者の 加得が円滑			
			上したが、年	·겨르V기	エーの //11だ	24V M W 1 1/6	, - Z //BC1	<b>- J</b> 0	
	5	税収減を是				と、本措置に			
		認する理由 等	事業の用に場の森林施						
		ग	多面的機能						
			有するもので						
 •									

10	相当性		租税特別措置等による べき妥当性等	資産所有者の意思によらない収用により、林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の取得を円滑に進めるには、税負担で速やかに軽減させる租税特別措置による手当が妥当である。
		(2)	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	他の支援措置、義務付け等はない。
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	
11	有識者のリ	見角	2	
12	評価結果の反映の方向性		<b>を映の方向性</b>	近年本措置の実績はないが、本措置の存在により用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の整備推進が可能となっていることから、引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和2年8月

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(森林法等)					
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目 ② 上記以外の	(法人税:義)(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税) (所得税:外)(国税)					
3	内容	(住民税:外(自動連動))(地方税) 《制度の概要》 法人が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)等の規定による収用等により取得した補償金等が、譲渡した資産の帳簿価額と譲渡に要した経費の合計額を超え(譲渡益)、かつ法人が事業年度内に収用換地等により譲渡した資産のいずれについても租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 64 条から前条までの規定の適用を受けないときは、譲渡益の金額と 5,000 万円とのいずれか低い金額を事業年度の所得の金額の計算上、損金算入する。 《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 65 条の2					
4	担当部局	林野庁 林政部 木材産業課/林野庁 森林整備部 整備課					
5	評価実施時期及び分析対 象期間	評価実施時期:令和7年5月~8月 分析対象期間:5年間(令和2年度~令和6年度)					
6	創設年度及び改正経緯	昭和 38 年度創設 昭和 48 年度改正 特別控除額を 2,000 万円に引き上げ 昭和 50 年度改正 特別控除額を 3,000 万円に引き上げ 平成元年度改正 特別控除額を 5,000 万円に引き上げ 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。					
7	適用期間	恒久措置					
8	必要性 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備 《政策目的の根拠》  ● 森林・林業基本法(昭和39年7月9日法律第161号) (森林の有する多面的機能の発揮) 第2条  森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然 環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等 の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国 民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将 来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならな い。  ● 森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)					

				第3	森林	及び林業	に関し、政府	サが総合的 <i>だ</i>	かつ計画的に	 こ講ずべき
					策					,
				1 🛪	森林の	有する多	面的機能0	発揮に関す	<sup>ト</sup> る施策	
				多	面的	機能を将え	来にわたって	て持続的に多	発揮できるよ	う、「指向す
	る森林の状態」へと誘導するための森林の整備及び保全							全等の施		
				策を	総合的	内かつ体系	系的に進め	ていく。		
		2	政策体系に	《大目標	· »					
			おける政策	食料の	安定	供給の確	保、農林水	産業の発展	、農山漁村	の振興、農
			目的の位置	業の多面	的機	能の発揮	、森林の保	続培養と森	林生産力の	増進、水産
			付け	資源の適	切な	保存・管理	里等を通じ、	国民生活の	安定向上と	国民経済
				の健全な	発展	を図る。				
				《中目標	<u> </u>					
				Ⅱ. ≨	ξ林の	)有する多	面的機能(	の発揮と林業	美•木材産業	の持続的
				かつ	健全	な発展				
				《政策分	・野》					
				①. 森	林のマ	有する多詞	面的機能の:	発揮		
				③. 林	産物(	の供給及る	び利用の確	保		
	③ 租税特別措 《租税特別措置等により達成しようとする目標》									
			置等により							
			達成しようと			_ , _ , , , , ,		漬場等の森		
			する目標					める必要が	発生したと	きに本特例
				措置により円滑に進めること。						
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □									
			対する租税	林道や木材集積場の森林施業に必要な設備の用地取得について、 収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進めら						
			特別措置等							
			の達成目標					揮と林業・木	材産業の持	F統的かつ
			実現による	健全な発	茂し	分子りる。				
9	有効性		寄与	適用数(	を (書 )					
9	¦ 存 <i>劝</i> 压 ¦ 等	0	迴用奴	迎用奴(5	大限)					単位:件
	7					令和	 令和	令和	令和	令和
					1	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				適用数		0	0	0	0	0
					<u></u> 庁調	ベ				
				112,						
				「租税	特別	措置の適	用状況の透	透明化等に関	引する法律(	平成 22 年
				法律第8	号)」(	こ定められ	れた適用実態	態調査の結	果に関する	報告書にお
				いて、本技	昔置え	うのみの詞	実績を特定す	することは困	難である。	
				そのた	め、毎	<b>事年度独</b> 目	自に実施して	こいる「民有:	林林道等関	係各種調査
				(林野庁	<b>೬備</b> 誤	果長から者	『道府県林』	直担当部長?	宛て)」等に	より適用数
				等を把握	した。					
					±bn ¶					
				【算定根						
						による。				
			海田郊	上記の	調査	による。				
		2	適用額		調査	による。			Ĕ	单位:百万円
		2	適用額	上記の	調査	たよる。	令和	令和	· 令和	单位:百万円 令和
		2	適用額	上記の	調査		一 令和 3年度	令和 4年度		

· ·			T						
			※ 林野庁調	べ					
			   「和税特別	掛置の譲	i田状況の透	調化等に関	引する法律」	に定められ	
			た適用実態調						
			績を特定する			ц ц i = 00 v		3 43 47 43 50	
			そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査						
			(林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て)」等により適用数						
			等を把握した。	)					
			【算定根拠】						
			上記の調査 	による。					
	(3)	減収額	減収額(実績)						
		//%1A DE					直	単位:百万円	
				令和	令和	令和	令和	令和	
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
			減収額	_	-	1	_	_	
			※ 林野庁調	ベ					
			「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定め						
			た適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実						
			横を特定することは困難である。						
			そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調 (林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て)」等により適用数						
			等を把握した。		ᆙᄹᄳᅑᆥ	티크 그 마 또 :	76 C/J <del>47</del> IC(	より週川奴	
			【算定根拠】	)					
			上記の調査	による。					
	4	効果	《政策目的(8	3①)の達月	<b>支状況及び</b>	租税特別措	置等により	達成しようと	
			する目標(8③						
			近年本措置						
İ			生じた際、本持 設備の整備推			取得か円消	に実施され	、杯迫等の	
			設備の整備推   《租税特別措			レオス日煙	(8 <u>(3</u> ))1=\$\frac{1}{2}	トス知税性	
			《短視特別指   別措置等の直			てりの口伝	(00)/10/19	ง ขนามเา <del>ง</del>	
			本措置によ		•	進めることが	できるように	こなり、林道	
			等の設備の整						
			《適用数(9①						
			近年本措置						
			生じた際、本持	首直の存在	±により用地	取侍か円消	アに美施され	<b>ふ</b> 。	
	(5)	 税収減を是	収用される:	地価が低	ハことに加え	、本措置に	より公共の	———— 利益となる	
		認する理由	事業の用に供						
		等	場の森林施業						
			多面的機能の	発揮に寄	与している	ことから、税	収減を是認	する効果を	
			有するものでな	ьz					

10	相当性	2	租税特別措置等による べき妥当性 等 他の支援措置や義務付け等との役割分担	資産所有者の意思によらない収用により、林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の取得を円滑に進めるには、税負担で速やかに軽減させる租税特別措置による手当が妥当である。 他の支援措置、義務付け等はない。
		3	地方公共団体が協力す	_
			る相当性	
11	有識者の」	見解	72 †	
12	評価結果の反映の方向性		を 映の方向性	近年本措置の実績はないが、本措置の存在により用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の整備推進が可能となっていることから、引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			令和2年8月